申告書の書き方（つづき）

ク・ケ⑧・⑨雑所得（業務・その他）……副業に係る所得のうち営利を目的とした継続的な業務、シルバー人材センターの配分金、生命保険契約等に基づいて支払いを受ける年金（個人年金）、作家以外の人の原稿料や印税、講演料等の所得です。

コ・サ⑪総合譲渡所得……機械・自動車・ゴルフ会員権（土地・建物などは除く）などの資産の譲渡による所得です。コ「短期譲渡」は保有期間5年以下の資産の譲渡、サ「長期譲渡」は保有期間5年を超える資産の譲渡です。

シ⑪一時所得……賞金、懸賞当せん金、競馬等の払戻金、生命保険の満期受取金等の一時所得です。
※総合譲渡又は一時所得がある場合は、申告書裏面「10総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を用いて計算し、二の合計額を⑪に転記してください。特別控除の額は、総合譲渡、一時所得それぞれ50万円まで控除することができます。また、総合譲渡の場合は短期分から引き、引ききれないときは長期分から引いてください。

3．所得から差し引かれる金額に関する事項及び4．所得から差し引かれる金額の記入の仕方

⑬社会保険料控除……令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族が負担することになっている国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、国民年金の保険料などを支払った場合に控除されます。
特別徴収（年金天引き）により納めている保険料を申告できるのは、年金受給者本人のみです。
※社会保険料控除については「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬で計算した合計金額を「4所得から差し引かれる金額」の⑬に転記してください。

⑭小規模企業共済等掛金控除……令和7年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済掛金がある場合に控除されます。
※小規模企業共済等掛金控除については「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑭及び「4所得から差し引かれる金額」の⑭に転記してください。

⑮生命保険料控除……令和7年中にあなたが生命保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合に控除されます。

保険料の種類	年間支払保険料	控除額の計算		控除額
一般生命保険料（合計）	A 新）＿＿＿円	Aの金額を下記 新）の計算式に当てはめて計算した額	①新）＿＿＿円（最高28,000円）	③（①+②）＿＿＿円（最高28,000円）
	B 旧）＿＿＿円	Bの金額を下記 旧）の計算式に当てはめて計算した額	②旧）＿＿＿円（最高35,000円）	イ（②と③の内大きい金額）＿＿＿円
個人年金保険料（合計）	C 新）＿＿＿円	Cの金額を下記 新）の計算式に当てはめて計算した額	④新）＿＿＿円（最高28,000円）	⑥（④+⑤）＿＿＿円（最高28,000円）
	D 旧）＿＿＿円	Dの金額を下記 旧）の計算式に当てはめて計算した額	⑤旧）＿＿＿円（最高35,000円）	□（⑤と⑥の内大きい金額）＿＿＿円
介護医療保険料（合計）	E ＿＿＿円	Eの金額を下記 新）の計算式に当てはめて計算した額		ハ ＿＿＿円（最高28,000円）

F	イ＋ロ＋ハ	生命保険料控除額（最高70,000円）＿＿＿円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑮に「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の金額をそれぞれ転記し「4所得から差し引かれる金額」の⑮に「F」の金額を転記してください。

※新）生命保険料控除の計算（平成24年1月1日以後の契約）

年間支払保険料（合計）	控除額
～12,000円	A、C又はEの全額
12,001円～32,000円	A、C又はE×0.5＋6,000円
32,001円～56,000円	A、C又はE×0.25＋14,000円
56,001円～	28,000円

※旧）生命保険料控除の計算（平成23年12月31日以前の契約）

年間支払保険料（合計）	控除額
～15,000円	B又はDの全額
15,001円～40,000円	B又はD×0.5＋7,500円
40,001円～70,000円	B又はD×0.25＋17,500円
70,001円～	35,000円

新契約と旧契約の両方について申告される場合、それぞれ計算した控除額を合計しますが、最高限度額は2万8千円になります。この場合の一般生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の3つの保険料控除額の合計の限度額は7万円です。

⑯地震保険料控除……令和7年中にあなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合は控除されます。
※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について、あなたが支払った保険料（旧長期損害保険料）がある場合を含みます。

A	地震保険料（合計）	＿＿＿円

B	旧長期損害保険料（合計）	＿＿＿円

C 地震保険料	Aの金額	地震保険料の控除額
	～50,000円	Aの金額×0.5 ＿＿＿円
	50,001円～	25,000円

D 旧長期損害保険料	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
	～5,000円	Bの金額 ＿＿＿円
	5,001円～15,000円	B×0.5＋2,500円 ＿＿＿円
	15,001円～	10,000円

E	C＋D	地震保険料控除額（最高25,000円）＿＿＿円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑯に「A」・「B」をそれぞれ転記し、「4所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

⑰～⑱寡婦控除……あなたが次のいずれかに該当する場合に控除されます。
Ⓐ夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人。
Ⓑ夫と死別した後婚姻していない人又は夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人。

⑰～⑱ひとり親控除……婚姻をしていないこと又は配偶者が生死不明などの人のうち、次の要件全てに当てはまる場合控除されます。
Ⓐその人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。
Ⓑ生計を一にする子がいること。
この場合の子は、令和7年中の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。
Ⓒ合計所得金額が500万円以下であること。

本人が女性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円以下	500万円以下
	扶養親族 有	子	30万円	30万円	30万円
	扶養親族 有	子以外	26万円	26万円	ー
	扶養親族 無		26万円	ー	ー

本人が男性	配偶関係		死別	離別	未婚のひとり親
	本人所得		500万円以下	500万円以下	500万円以下
	扶養親族 有	子	30万円	30万円	30万円
	扶養親族 有	子以外	ー	ー	ー
	扶養親族 無		ー	ー	ー

※該当する場合は、⑰～⑱「□寡婦控除」「□ひとり親控除」と〔 〕内の当てはまる項目に ✓ を記入してください。

※寡婦、ひとり親控除に該当する場合は、控除額を「4所得から差し引かれる金額」の⑰～⑱に記入してください。

⑲勤労学生控除……あなたが特定の学生、生徒等で令和7年中の合計所得金額が85万円以下であり、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に控除されます。
◆控除額　26万円　※該当する場合は⑲「□勤労学生控除」に ✓ し、（学校名）を記入してください。

⑳障害者控除……あなたや配偶者その他の親族（同一生計配偶者や扶養親族）が障害者である場合に控除されます。
◆控除額　障害者　26万円：身体3～6級、療育B及びC、精神福祉2級及び3級、「障害者控除対象者認定書」に「障害者」と記載のある人
特別障害者　30万円：身体1級及び2級、療育○A及びA、精神福祉1級、「障害者控除対象者認定書」に「特別障害者」と記載のある人
※配偶者又はその他の親族が同居の特別障害者である場合は、特別障害者控除の額に23万円を加算します。
※該当する場合は、⑳「障害者控除」に障害者の氏名・障害の程度を必ず記入してください。
※勤労学生控除・障害者控除に該当する場合は、控除額の合計を「4所得から差し引かれる金額」⑲～⑳に記入してください。
※障害者控除対象者認定書は健康増進課にお問い合わせください。

㉑～㉒配偶者控除……あなたと生計を一にする配偶者の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合に次の表のとおり控除されます。

㉑～㉒配偶者特別控除……あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合に次の表のとおり控除されます。

配偶者の合計所得金額			納税者本人（扶養する人）の合計所得金額 900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	70歳未満（控除対象配偶者）	58万円以下	33万円	22万円	11万円
配偶者控除	70歳以上（老人控除対象配偶者）	58万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	58万円超　100万円以下		33万円	22万円	11万円
配偶者特別控除	100万円超　105万円以下		31万円	21万円	11万円
配偶者特別控除	105万円超　110万円以下		26万円	18万円	9万円
配偶者特別控除	110万円超　115万円以下		21万円	14万円	7万円
配偶者特別控除	115万円超　120万円以下		16万円	11万円	6万円
配偶者特別控除	120万円超　125万円以下		11万円	8万円	4万円
配偶者特別控除	125万円超　130万円以下		6万円	4万円	2万円
配偶者特別控除	130万円超　133万円以下		3万円	2万円	1万円
配偶者特別控除	133万円超		0万円	0万円	0万円

㉑～㉒同一生計配偶者……あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、控除の適用はありませんが、扶養親族の数には含まれます。
また、同一生計配偶者が障害者控除に該当する場合は控除額が加算されます。
※配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者に該当する場合は、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉑～㉒「配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」に配偶者の氏名・生年月日・令和7年中の合計所得金額を記入してください。また、配偶者控除・配偶者特別控除に該当する場合は、控除額を「4所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒に記入してください。

㉓扶養控除……令和7年12月31日現在で、あなたと生計を一にする親族（配偶者を除く）のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合に控除されます。
◆年少扶養親族（年齢16歳未満の人）控除対象外
◆特定扶養親族（年齢19歳以上23歳未満の人）45万円
◆老人扶養親族（同居老親等以外）（年齢70歳以上の人）38万円
◆老人扶養親族（同居老親等）※老人扶養親族に該当する人が父母、祖父母などで同居している場合45万円
◆その他の扶養親族（年齢16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満）33万円
※この控除を受ける人は、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓の同居・別居の該当に ✓ をつけ、控除対象扶養親族の氏名・生年月日・続柄を記入し控除額の合計を「4所得から差し引かれる金額」の㉓に転記してください。
※年少扶養親族に該当する人は、必ず「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓扶養控除欄の下の「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」に同居・別居の該当に ✓ をつけ、扶養親族の氏名・生年月日・続柄を記入してください。

㉔特定親族特別控除……あなたと生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等の令和7年中の合計所得金額が58万円を超え123万円以下（「特定親族」といいます。）の場合に次の表のとおり控除されます。
※当該親族等が特定親族である場合には、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉓～㉔の「特親」欄に○を記入してください。

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超　95万円以下	45万円
95万円超　100万円以下	41万円
100万円超　105万円以下	31万円
105万円超　110万円以下	21万円
110万円超　115万円以下	11万円
115万円超　120万円以下	6万円
120万円超　123万円以下	3万円

㉕基礎控除……令和7年中のあなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除されます。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円

※該当する基礎控除額を「4所得から差し引かれる金額」の㉕に記入してください。

㉗雑損控除……令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族（総所得金額等が58万円以下）が、災害などにより住宅、家財などに損害を受けた場合に控除されます。

A	損害金額（合計）	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A−B（差引損失額）	円
D	申告書の⑫+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.1	円
F	C−E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G−50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除額　円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉗に「A」・「B」・「G」をそれぞれ転記し、「4所得から差し引かれる金額」の㉗に「I」の金額を転記してください。

㉘医療費控除……令和7年中にあなたや生計を一にする配偶者などの親族のために支払った医療費が一定の金額以上ある場合に控除されます。

A	支払った医療費（合計）	円
B	保険金などで補填される金額	円
C	A−B	円
D	申告書の⑫+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D×0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C−F	医療費控除額（最高200万円）　円

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉘に「A」・「B」をそれぞれ転記し、「4所得から差し引かれる金額」の㉘に「G」の金額を転記してください。
※医療費控除を受ける場合、必ず「医療費控除の明細書」を記入の上、添付してください。添付がない場合は、医療費控除を受けられません。

申告書の書き方がわからないとき、また申告についてご不明な点がありましたら、税務課住民税担当までお問い合わせください。

三芳町役場税務課住民税担当

TEL 049-258-0019／**内線**131 ～ 134